

成年後見制度利用促進法施行後の制度について

平成28年5月 成年後見制度の利用の促進に関する法律施行

認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における差し迫った課題であること等により、成年後見制度の利用促進に関する施策を推進する法律。

平成29年3月 成年後見制度利用促進基本計画閣議決定

法第12条に基づき、政府が成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定した計画。(平成29年度～令和3年度)

法第14条第1項において、市町村は国の基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

法第15条において、都道府県は、市町村が講じる法第14条の措置を推進するため、各市町村の区域を越えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされている。

国の基本計画のポイント

1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- 財産管理のみならず、意志決定支援・身上監護も重視
- 適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- 診断書の在り方の検討

2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- 権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- 後見人等を含めた「チーム」による本人の見守り
- 「協議会」等によるチームの支援
- 地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性
 - ・広報機能、相談機能、マッチング機能、後見人支援機能、不正防止効果

3 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- 後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
 - ・預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み

平成30年2月 成年後見制度利用促進体制整備連絡調整会議

道内の成年後見制度利用促進体制整備のために北海道、市町村、関係団体が連携するための調整会議を設置し、情報共有や地域の課題に対する助言等を実施。

令和元年6月 成年後見制度推進バックアップセンター設置

北海道社会福祉協議会

北海道における総合的な権利擁護体制の構築を図るために、成年後見実施機関や中核機関の設置及び地域連携ネットワーク等の整備を行う市町村社協等からの相談に応じるとともに、関係機関等の連絡会議や実態調査等、総合的な支援を実施。

令和2年6月 北海道における成年後見制度利用促進の体制整備に

係る支援方針策定（北海道）

道内の成年後見制度利用促進体制整備のため、道が広域的な見地から助言等を行うための基本的考え方や支援の進め方を整理した支援方針を策定。

令和4年3月 第二期成年後見制度利用促進基本計画閣議決定

法第12条に基づき、政府が平成29年度に策定した成年後見制度利用促進基本計画（第一期基本計画）の期間満了に伴い、令和4年度から令和8年度までの間の基本的な考え方や目標等を定めた次期計画（第二期基本計画）。

第一期基本計画における課題への対応

1 制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の充実、運用の改善

- 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討
- 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討
- 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、適切な後見人の選任や状況に応じた交代

2 後見人への適切な報酬の付与

- 適切な後見人報酬の算定に向けた検討と報酬助成事業の見直しを含めた対応の検討
- 制度の見直し検討の際に、報酬のあり方の検討と報酬助成等の制度のあり方を検討

3 地域連携ネットワークづくりの推進

- 都道府県の機能強化により地域連携ネットワークを全市町村に早期に整備
- 全市町村で基本計画を早期に策定
- 市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針を策定）

さんこう
(参考)

どうない せいどじっしじょうきょう
道内の制度実施状況

せいねんこうけんせいどりようそくしん かか けいかくさくていじ きおよ ちゅうかくきかん せっちじき
○成年後見制度利用促進に係る計画策定期及中核機関の設置時期

しちょうそん れいわ ねん がつ にちじてんそくほうち
【市町村（令和4年10月1日時点速報値）】

よていねんど 予定年度	すみ 済	R4	R5	R6	みてい 未定	けい 計
ちゅうかくきかん せっち 中核機関の設置	56	1	12	4	106	179
しちょうそんけいかく さくてい 市町村計画の策定	64	5	0	1	109	179